

第34回「知って得する・ためになる」

税理士 大城 眞徳

プロフィール
昭和48年1月 開業
kbc学園グループ 理事長

税務トピック!

個人住民税が変わります

1.どのように変わりますか？

個人住民税の所得割税率は3段階の累進課税方式(注1)でしたが、平成19年6月徴収分(平成18年度分所得)より、**所得割税率が一律10%**となります。(注1)課税の対象となる所得が増加するほど、段階に応じ高い税率を課する課税方式。

※個人住民税とは都道府県民税と市町村民税をいいます。

改正前 (平成17年度分所得まで)				➔	改正後 (平成18年度分所得から)			
課税所得	税率	控除額	課税所得		税率	控除額		
200万円以下	5%	—	一律	10%	—			
200万円超 700万円以下	10%	10万円						
700万円超	13%	31万円						

2.税額はどの程度変わりますか？

仮に給与収入のみの方で、平成17年度分・平成18年度分の課税所得が400万円と仮定した場合

改正前	改正後	増減額
400万円×10%-10万円=30万円	400万円×10%=40万円	+10万円

3.住民税率の改正により、税負担が増えるのでは？

今回の改正は、国から地方への税源移譲が行われる為、住民税は増えますが、所得税が減る事となります。これにより、「住民税+所得税」の納税者の負担は変わらない事になります。

移譲前 (平成18年度分所得まで)				➔	移譲後 (平成19年度分所得から)			
課税所得	税率	控除額	課税所得		税率	控除額		
330万円以下	10%	—	195万円以下	5%	—			
330万円超 900万円以下	20%	33万円	195万円超 330万円以下	10%	9.75万円			
900万円超 1,800万円以下	30%	123万円	330万円超 695万円以下	20%	42.75万円			
1,800万円超	37%	249万円	695万円超 900万円以下	23%	63.6万円			
			900万円超 1,800万円以下	33%	153.6万円			
			1,800万円超	40%	279.6万円			

では、税源移譲後の税率を比較してみましょう。

上記と同様、給与収入のみの方で、課税所得が400万円と仮定した場合

税源移譲前	税源移譲後	増減額
住民税 400万円×10%-10万円=30万円 所得税 400万円×20%-33万円=47万円 合計 77万円	住民税 400万円×10%-0.25万円*=39.75万円 所得税 400万円×20%-42.75万円=37.25万円 合計 77万円	+9.75万円 △9.75万円 0円

となります。よって、税源移譲により「住民税+所得税」の税負担は変わらない事になります。(0.25万円*は調整額。)

※税額の計算は、定率減税・その他税額控除等は考慮せず、簡易計算により算出しています。

経営者の参謀役としてお手伝いさせていただきます!

大城眞徳税理士事務所

〒901-2132 浦添市伊祖1-33-1(牧港建設第2ビル3階)
TEL 098-876-8231 FAX 098-876-8304

(URL) <http://www.masism.com>

- < 税務支援 >
- 税務代理 ○ 税務相談 ○ 税務書類作成
- < 経営支援 >
- 決算事前対策 ○ 経営計画策定 ○ 業績管理支援
- 起業家支援 ○ 経営革新支援 ○ パソコン会計支援
- 建設業「経審」 ○ 生命保険指導